

第6章 マレーシアの国家統合に向けた言語政策の展開と課題

はじめに

第2次世界大戦後、アジアやアフリカで植民地支配を受けていた国々が次々に独立していくが、多くは国内に様々な民族や宗教、文化的なコミュニティを抱えていた。国をまとめるため、国家の統合のため、ナショナリズムを醸成するためには様々な課題があるが、複数の言語が存在する多言語、多民族国家において言語政策は、国家形成の過程のなかで最も早い時期での重要な選択となった。マレーシアもその一つである。国家統合の過程で、1971年代に導入されたブミプトラ政策や、マレー語を国語とし、マレーシア語¹を全民族の学校教育に導入するなどマレー人を優遇する政策を採っていることは日本でも知られている。

イギリス植民地政府の統治下では、行政・司法・教育すべてが英語とされ、イギリス植民地政府は、エリート層に英語教育を行い官職につかせる。結果として、英語が上位言語になり、マレー語や中国語方言を含む華語、インド系のタミル語などは、各民族における生活用語であり、下位言語という構造になっていた。やがて、1957年の独立時に言語をどのようにするかは、新しく政権運営に携わる人々へ委ねられた。この時、政治的主導権を握っていた UMNO は、これまでの構造を改革するべく、また経済的に優位に立つ華人の華語に対する危機感もあり、マレー人の特権を非マレー人に容認させ、マレー人のナショナリズムに沿った政策を導入する。

マレー人の特権とは、国家元首をスルタン²にすることやイスラームを国教にする、マレー語を単一の国語および公用語とすること、マレー語を教育言語にした国民教育体制の設立など出生地主義に基づくマレー人優位の制度である³。具体的には公務員職への任用や奨学金等の供与、商取引や事業に関する認可証の付与に関してマレー人の優先枠を設定することが憲法⁴にも明記された。これらの方針に沿うように、マレーシア⁵は、①脱植民地支配、②華人優位の経済的格差を解消させる、③マレー系、中華系、インド系住民をまとめ、マレー人を中心に国家統合を図ることを目的とした言語政策を展開した。

本章では、国家統合に向けた言語政策の概要とマレーシアの言語政策について述べる。そこでまず、言語政策の概要と国家統合のための言語政策および多民族、多文化国家における言語政策について概観する。次にマレーシアの言語政策の過程を、第2章で取り上げた時期よりも範囲を広げて、華人への影響とともに論じる。さらに、マレーシアから分離、独立までの歴史的背景を共にするシンガポールの言語政策も交えながら、マレーシアの言語政策がうまく機能したのか、成果はみられるのかを最後に考察する。

第1節 言語政策の概要

(1) 言語政策の定義

言語政策は、「ある社会、集団やシステムにおける計画的な言語の変容を達成するための考えや、法律や規則、実践などの集合体である」⁶、「言語と社会生活とのさまざまな関係に関する意識的な選択のまとまりを言語政策と呼び、政治的選択を実践に移す権限と手段を唯一有するのが国家である」⁷、「ある公的目的のために言語を変えようとする公的機関による政策である」⁸と定義されている。あるいはまた、「多言語社会において政治権力が特定の言語を優遇するなど、言語使用のあり方を人為的に操作する動き」と定義される場合もある⁹。

特に複数の言語が存在する多言語、多民族国家においてもっとも重要で必要とされる政策の一つと言える。つまり、多言語、多民族国家が必要とする目的、主に国家統合のために、国家で使用する言語を定め、それに則り、国を組織、運営していくための政策である。政策は、教育や文化の面を中心に普及が図られる。一般に特定の言語の使用のみを定め、他の言語を規制するような言語政策と、複数言語の使用を認め、教育などに取り入れることで多言語社会の形成を進める政策をとる方法とがある。

歴史的に見ると、国家は、前者の政策をとり、特定の言語を公用語と定め、その言語を使用し、教育することで、国家の統合を図ってきた。例えばフランスでは、16世紀初頭までパリ周辺のみで使われていた少数言語の一つであったフランス語が、1539年に司法・行政用語に定められたことで国家の言語たる地位を得る。1635年に発足したアカデミー・フランセーズは、フランス語の純化・統制を図るため、辞書と文法書の編纂

に着手した。その後、19世紀初頭ナポレオン1世により創設された中等教育学校リセでの学校教育や19世紀末の学制改革によりフランス語は普及し、第1次世界大戦後に漸く国家の言語的統一をみる¹⁰。

一方後者の複数言語の使用を認めたり教育に取り組んだりする政策は、ある程度成熟した国家において、移民や先住民の言語に関する問題に対して、あるいは周辺諸国との政治的・経済的な関係を強化するために採り入れられている。例えばベルギーでは公用語がフランス語とオランダ語、ドイツ語である。14世紀以降フランス、スペイン、オーストリアなど列強国の支配を受け、長らくフランス語話者の上流階級が政治的な力を持ち、フランス語優位、オランダ語は下位言語となっていたが、徐々に言語の平等性を求める運動が広がり、19世紀後半には法律や勅令がフランス語とオランダ語で書かれる言語平等法が制定されている。1919年にドイツ語領割譲を経て、1963年、オランダ語、フランス語、ドイツ語を公用語とする言語法が制定された¹¹。

さらに、言語政策は、時代とともに変化していくものである。現在では、話し手が減少することで死語化したり、消滅が危ぶまれる危機に瀕する言語を保護する政策を取っている国もある。

(2) 言語政策の目的と分類

国家においてとられる言語政策のうち、特定の言語を公用語と定め、その言語を使用し、教育する場合の目的あるいは期待される役割は、国内のコミュニケーションを円滑にすること、多言語を克服し、行政サービスなどを円滑に行えるようにすること、翻訳など手間を省き行政を効率よくすること、教育においても画一された公平な教育が可能になる、経済活動が活発になる、国家の統一感を醸成することなどが挙げられる。言語政策は、人々のコミュニケーションを円滑にする直接的な言語的目的と、コミュニケーションをとる中で統合の意識を強くさせる非言語的目的という、統合へ向けた両輪を担う。第2次世界大戦後独立した新興国家においては、早急な国家建設のために、特定の言語を採用し言語政策を進めた。

一方、複数の言語を採用し、多言語社会の形成を進める政策をとる場合は、民族間の争いを避ける、公平な社会形成、経済的・政治的活動を活発にするなどの役割が期待されている。先にも述べたが、ベルギーのように言語による対等、平等な社会形成を目的

としている。

次に、言語政策（Language policy）は、次の2つの体系に分類できる。

一つは、ステータス計画（Status Planning）で、言語の地位を確立する政策やその実行のことを表す。国際的に通用するなど実用性を理由に取り入れられる場合と、言語の持つ民族の文化、伝統、誇りという観点の象徴性が優先される場合とある。また、前述したように1つの言語に一元化される政策と多言語を認める政策など様々である。

二つ目はコーパス計画（Corpus Planning）で、言語そのものを手入れし、文字化や綴り字や文法の整備、専門用語や新しい言葉の作成など行うことをいう。科学技術の吸収や経済の発展と並行して、言語の質の改善をはかる。あるいは、言語を発展させていく役割を担う¹²。

（3）統合という視点から見た言語政策

言語の処遇の仕方は、国家におけるそれぞれのエスニック・グループ、言語集団、民族の位置づけと不可分であり、国民意識の形成、国民統合、そして国家のあり様に影響を及ぼすことは、第2章において論じたとおりである。そこで、ここではいくつかの国における国家統合を目的とした言語政策を挙げる。

インドネシアは、宗主国オランダの影響で、独立期には、オランダ語が上位言語だった。また無人島を除いても6000以上の島国で、言語も500語以上存在するという環境にあったが、インドネシア語を公用語、国語化し、教育言語とする言語政策をとっている。マレー語の元であるムラユ語を独自にインドネシア語にするべく、コーパス計画を進めた。独立前後の独立運動、オランダとの軍事衝突などにより、ナショナリズムが非常に強く、それまでの行政、教育言語であったオランダ語を排し、最大人口を占めたジャワ人のジャワ語でもないインドネシア語を採用した。国家統合のため、一言語を定めた新興国家における典型的な言語政策といえる。

ところで、インドネシアとマレーシアは両国で綴り、語彙、文法に関する両国語の発展のための共同作業を行う言語機関、インドネシア・マレーシア言語審議会¹³を1972年に設立し言語の整備、発展に貢献してきた。この活動は現在、ブルネイ・ダルサラームも加わり、MABBIM¹⁴となって更なる協力関係を築いている¹⁵。

オーストラリアは、16世紀後半からイギリスの植民地として開拓が進められていた。

19世紀にはヨーロッパからの移住者や中国系の移民なども増加、19世紀後半から20世紀中ごろまでの間、白豪主義に基づき、英語を公用語としてきたが、1970年代、多文化主義へと政策転換した¹⁶。それに伴い、言語に関する国家計画¹⁷などが導入され移民の地位は向上したが、1990年代に経済的合理性を重視した ALLP¹⁸では、英語を基軸言語とすることに変わりはない。なお、ALLP ではアジア重視政策に伴い、アジア言語（日本語、中国語、インドネシア語、韓国語）が学校教育に導入された。また、英語がわからない移民に対する英語教育プログラムを充実させていくボトムアップを進めている。このようにオーストラリアは、多文化主義に基づきつつ、経済活動、周辺のアジア諸国の発展と深まる交流、移民などを理由に、言語政策を変化させている¹⁹。

カナダは、英語を公用語とする国家であった。しかし、フランス系カナダ人の多いケベック州の分離独立運動が高まるにつれ、フランス系カナダ人が経済的弱者であること、英語がわからないために行政サービスが受けられないこと、連邦公務員に占めるフランス系カナダ人の比率が極端に低いことがわかり、1969年公用語法を制定、英語とフランス語、を公用語とした。2011年の統計によると実際には、英語話者が7割近くの多数を占め、英語とフランス語のバイリンガルは2割もない。またフランス語のみの話者はそれよりもさらに低い割合となっている²⁰。多言語社会の形成により、弱者救済を目的とした言語政策の典型的な例とされている。

スイス連邦はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語の4言語を公用語としている。国内で使用されるあらゆる言語を公用語として認め、複数言語でコミュニケーションを円滑にし、相互理解をというのが理想である。しかし実際は、ドイツ語が多数派の言語で、フランス語とイタリア語は少数派となっている。さらにロマンシュ語は、象徴的な意味合いが高く、保護言語という位置にある。また、国際語である英語の存在感が非常に増しており、教育分野でどの言語を優先的に学習するかなどの問題になっている²¹。

以上のように、言語政策は、国家の歴史、事情や環境により、様々な形があることがわかる。

第2節 マレーシアの言語政策の推移

マレーシアの言語政策は大きく3つに分けられる。①イギリス植民地末期の1950年代からマラヤ連邦独立後の1960年代、②5.13事件後の1970年代から80年代、そして③1990年代から現在までである。

(1) 第1期：マラヤ連邦独立期の言語政策

1957年の独立時、当時のマラヤ連邦は、マレー人の政治的特権とマレー語の国語化、公用語化をムルデカ（独立）憲法²²に定めた。マレー語を公用語とした背景には、植民地時代に築かれた言語の統治体系がある。イギリス植民地政府の言語政策では、行政・司法・教育すべてが英語であった。植民地政府は、ババ・ニョニャ（Baba・NyoNya）²³の華人やマレー人のエリート層に英語教育を行い官職につかせる一方、一般のマレー人向けには、マレー語学校を設立し初等教育のみ実施した。そして移民である華人やインド人には彼らの独自性に任せていた²⁴。結果として、エスニック集団間での接触の機会はほとんどなかった。

英語が上位言語になり、マレー語や中国語方言を含む華語、インド系のタミル語などは、各民族における生活用語であり、下位言語という構造になった。また、華人の多くは植民地政府の政策の下に、労働者として流入しスズ鉱山などの周辺に居住地域を構えた。これらのクーリー（苦力）と呼ばれる労働者たちは、マレー人との接触がほとんどなく、自分たちの中国文化や生活習慣に沿った華人社会を形成し定着すると、同族や同郷の者を呼び寄せ、富を増やし、集団を大きくしていった。やがてマラッカやペナン、シンガポールの海峡植民地で貿易や商工業を担うなどして、コミュニティを拡大していった。これらは「苦力貿易」と呼ばれ、20世紀になると、イギリスの持ち込んだゴム栽培のプランテーションが開拓され、インド系も含めた労働者の流入は続いた。華人の勤勉さや「華人商法」と言われるような商業や専門職に長けていたこと、華裔のもつ同郷、同族ネットワークなどマレー人と華人の経済的格差は明らかになっていた。マレー人の中に経済を握り、民族、同族主義の華人やインド人、そして植民地政府に対する不満があったことは容易に想像できる。

植民地支配からの脱却と、この構造を改革するべく、マラヤ連邦の独立期に政治的主導権を握っていた UMNO は、経済的に優位に立つ華人の華語に対する危機感もあり、マレー人の特権とマレー語の国語化、公用語化を非マレー人に容認させ、マレー人のナ

シヨナリズムに沿った政策を導入する。暫定的に 10 年間、英語も公用語とする期間を設け、公的用途以外での多言語の使用を認めつつ、マレー語の地位向上を目指した。これが、マレーシアの最初の言語政策におけるステータス計画である²⁵。

この計画は、学校教育において、独立後最初の教育令 (Education Ordinance、1957 年) で法制化された。骨子は、小学校をマレー語学校とそれ以外の英語、華語・中国語方言、タミル語学校に分け、それぞれ標準学校、標準型学校と区別すること、すべての学校をマラヤ志向とするために共通のシラバスと時間表を導入すること、および、中等教育にマレー語中等学校を創設し、共通の終了資格試験を課すことなどである²⁶。華語学校やタミル語学校でもマレー語と英語が必修になった。またマレー語を教育言語とする中等学校も次々に設立された。1962 年にマラヤ大学は、シンガポール大学と別れたことを機にマレー人が高等教育を受けやすくするため教育言語を英語からマレー語に変えている²⁷。

なお、1963 年 9 月にボルネオのサバ、サラワク州が連邦に加わり、マレーシアが成立するころには、マレー語はバハサ・マレーシア (マレーシア語) と呼ばれるようになる²⁸。

(2) 第 2 期 : 1970 年代～80 年代の言語政策

この時期の言語政策は、独立以来堅持してきたエスニック集団間の協調体制から、マレー人の特権を活発化させ、マレー人への優遇を厚くし、マレー人へと同化を強める政策へと転換した。きっかけはエスニック集団間の対立の高まりである。第 1 期の言語政策により、マレーシア語の地位が徐々に高まる一方で、暫定期間の終了時期である 1967 年が近づくと非マレー系、特に華人の不満が高まり、華語の公用語化を求める運動も再燃する。またマレー人の間にも一向に改善されない華人との経済格差に対する不満などが燻り、ついに両者は衝突、1969 年の 5.13 事件が起きる。衝突を契機にマレーシア政府は、強硬派のマレー人によりマレー・ナショナリズムを深めていったことは、第 5 章で述べたとおりである。言語政策は転換され、ブミプトラ政策も導入されていく。

1971 年の憲法改正²⁹、新経済政策などにより、従来の妥協的な要素は排除され、妥協のないマレーシア語化が強行される。暫定的ではあったが公用語だった英語は外され、公文書、公的出版物はマレーシア語のみ、公的な掲示もマレーシア語、議会もマレーシア語でのみで実施と布告された。政府補助を受ける英語学校はすべてマレーシア語へ転

換されることになり、1970年の入学からマレーシア語への導入が始まり、1976年には初等教育がすべてマレーシア語化された。また、1982年には中等教育でもマレーシア語化が完成し、1983年には大学での教育言語もマレーシア語化されていった。この政策は、非マレー人の教育や公的機関への就業の機会を閉ざしていくことになる³⁰。

(3) 第3期：1990年代以降の言語政策

この時期の政策では、マレーシア語が唯一の公用語であることから変わらなかったが、準公用語としての英語の役割が復活し、華語教育も注目されるようになる。要因としては、第2期の政策により、まず、マレー人の間では以前より英語学習が必ずしも必要でなくなったために、英語力が低下したことが挙げられる。このためマレー人と華人といったエスニック集団間ではなく、マレー人の間に英語ができる者とできない者の格差が広がった³¹。第6次マレーシア計画（1991-1995年）には英語能力の低下を阻止するため、英語教育に重点を置くことが盛り込まれている。1996年の教育令では、初等・中等教育学校での英語の役割が重視され、中心的な科目として英語が正式に位置づけられている。これに伴い、マレーシア語のみ重視の言語政策から、英語と合わせた2言語へと政策転換となった。

そして、もう一つの要因として第2期の政策によりかえって、華人の民族意識を高めたことにある。独立華語中学校への進学者が増加し、独自に華語での試験を導入、海外の大学への進学を目指すようになっていた。新教育令では、初等教育の教育言語を華語とタミル語も認め、両言語の国民型学校が認められた。これにより漸く、華人やインド人は正式に3つの言語、マレーシア語、英語、母語を学ぶ教育体系となった³²。

国際語としての英語の重要性が増すにつれ、マレーシアの言語政策はさらに変化する。2003年には教育制度が再度改革され、理科と数学の科目を英語で教授する政策も採り入れられている。高等教育においては、マレーシアが国際社会で競争力を維持していくために必要なアプローチであるとして、大学における教育言語を英語にすることが認められた。

さらに、中国の経済発展に伴って、中国－マレーシア間の経済活動に有利との理由で、高校に、マレー人への中国語学習の選択科目が導入されるなど、マレーシア語以外の言語教育の見直しの動きも現れてきた。

これまで、マレーシアの言語政策体系のステータス計画が、3つの時代に分かれることについて述べた。まず、英語優位からマレー語への移行、次にマレーシア語への一元化、転じてマレーシア語を公用語としつつも母語教育の緩和、そして英語や華語の重要性を認め、言語教育などに取り入れる言語の多元化へと、時代を経るごとに大きな変化があった。一方、コーパス計画については、マレー語の整備発展を図るため、1956年に言語文化庁 (*Dewan Bahasa dan Pustaka*)³³を設立した。マレーシア語に関する科学技術、政治、経済など専門用語の造語、辞書の編纂、雑誌、教科書の発行などを行う機関である。また、インドネシア、ブルネイと共同でマレー語を整備、発展させていく MBIM、MBBIM の活動にも積極的である。しかし、公用語でない華語やタミル語には、このような公的機関の取り組みはないのが現状である。

第3節 マレーシアの言語政策の影響とシンガポールの言語政策

(1) 華人への影響

華人は、古くからの移民で、ババ・ニョニヤなど英語を母語とする英語派と呼ばれる華人と、19世紀の大量移民である華語や中国語方言を母語とする華語派のグループに分類できる。独立期、華人は当然、華語の公用語化を要求していた。しかし、華人を代表していたのが英語派だったため、市民権獲得を優先とし、マレーシア語のみを公用語とすることを容認してしまったのである³⁴。そして、シンガポールが独立したことも華人の勢いを削ぐことになった。

第1期の言語政策下では、華語学校の多くが、公的援助を受けるために英語を教育言語に移行していった。第2期の言語政策によってマレーシア語化が進み、一時は華語の危機とまで言われていた。華人は、民族的な意義のある華語教育を受けるため、準学校での教育を選択するか、マレーシア語の教育を受けるかの選択を迫られた。そして彼らは、マレーシア語を習得してもマレー人優遇制度により、高等教育へ進学枠が少ないために進学できない、公職につけないといった現実にとらされた。そこで華人は、独立華語中学校 (ICS) を充実させ、1975年に華語学校教育組合連合 (UCSCA) が独自に華語での統一試験を導入、海外の大学への入学資格とも連動させ、ICS 修了者へ受験資格を

付与する制度³⁵を設けたりしている。このように、華人のアイデンティティとして華語の存在は不動で、華人は華人企業に就職しビジネス言語は華語、生活言語も華語といった実態は変わらなかった。むしろそれは、あえていえば、経済活動には華語が欠かせないという社会的現実をマレーシア政府の政策が変えられなかった結果であるともいえる。

1996年の教育令改正により国民型小学校での使用が認められ、華語は復権を果たしているが、マレーシア国内においては、公用語がマレーシア語である以上、行政など公的な言語はマレーシア語で、進学試験にもマレーシア語が用いられる。そのために多言語運用能力を身に着けることが重要視されている。

そのようななか、華語が主言語となることで弊害も出ている。華人は出身によって、福州語、広東語、客家語などそれぞれの方言を母語としている。しかし、華語で子供に話す家庭が増えているといわれる。これは、華語で学ぶ学校で良い成績がとれるよう、また将来、華語がビジネス上のコミュニケーション言語であるとの認識が高いためである。経済大国として台頭している中国、台湾やほかのアジア、ASEAN各国で経済力をもつ中華系住民、華人や華僑と経済活動はほとんどが華語で行われる。その結果、華人はそれまで守ってきた幫ごとの文化や習慣、言語を失いつつあるといわれる。

もっとも現在では華人は、華語を母語としながらも、必然的にマレーシア語と英語を使用し、ときにはタミル語も理解するといった言語運用能力を身につけている。

(2) シンガポールの言語政策

シンガポールは、1961年、マラヤ連邦に参加したものの、1963年に独立した小さな多民族国家である。華人、マレー人、インド人という民族構成であったが、マレーシアとは異なり、華人が7割を占めている。しかし、シンガポールは公用語を英語、華語、マレー語、タミル語と定めている。これはまず、各民族の方言を中国語系は華語が母語となるように、インド系はタミル語が母語となるように、そうでなければ英語が母語となるように、各言語の一元化を狙ったのだと考えられる。また、マレー語を国語としているがマレーシアとの関係における政治的配慮で、形式的な規定に過ぎない。行政言語はイギリス植民地時代から継続して英語、生活言語はエスニック集団ごとの母語であった。

シンガポールは天然資源がなく、水や食料、生活物資のほとんどを世界各国に依存している。そのため、政府は人材を国の唯一の資源として、国家形成を進めた。ゆえに言語政策もその方針に従い、ナショナル・アイデンティティよりも経済発展を重視した、多言語習得を目指すものとなった。具体的には 1966 年に二言語政策を開始する。文系科目は母語、理系科目は英語を教育言語としたものであった。小学校は英語学校とその他の公用語学校とあったが、次第に英語での教育が重用されるようになっていった。1978 年に英語が第 1 言語となり、第 2 言語に英語以外の公用語のなかから原則として各エスニック集団の母語³⁶を選択することになった。

この言語政策の目的は、繰り返しになるが、シンガポールの経済成長と国家建設のために、国際語である英語を国民に習得させ、経済力を上げることにあった³⁷。このようにシンガポールは公用語の中に、英語という優位言語を設けることになる。1979 年には、教育改革を行い、効率的教育、能力別教育を目指すのが、これは、英語と母語の両方を学ぶ子どもたちの負担が大きくなったといわれる。特に英語が不得手な子どもたちの将来を閉ざすことにもなったため、1991 年に制度改革を行っている。2000 年代に入ってから柔軟性のある教育を目指すとしている。

シンガポールは英語と母語の 2 つの言語習得を目指した言語政策を進めてきたが、一方で、華語普及キャンペーン (SMC)³⁸を開始する。SMC は、1979 年に開始された、「華語を話し、読み書きもできるように」というキャンペーンである。英語話者が増加するにつれ、政府はアジア的価値観を重視し始めた。また、中国語方言を華語に一元化させようという狙いもあったといわれる³⁹。最近では、中国の台頭と、アジア諸国に広がる華人たちとの経済関係や交流の強化により、また、英語文化による西欧化、個人主義に対する批判もあり、華語及び華語文化が再評価され、世代によっては英語と華語と母語を使うことのできるマルチリンガルが活躍している。

もう一つ、特徴的な言語政策としては SGEM⁴⁰がある。「良い英語を話そう」という運動である。英語教育の成果として、英語話者は確実に増加したが、その英語は、国際社会に通用する標準英語ではなく、マレー語や中国語方言などが混ざったシングリッシュ (Singlish) といわれる英語になってしまった⁴¹。そこで政府が 2000 年に始めたこの運動により、参考書が出版されたり、教員の再教育を実施したりして、現在も継続されている。

シンガポールが先進都市国家としてマレーシア以上に発展し、国際社会での存在感を

高めた要因は、国民の英語能力の向上と、経済最優先の政策の成果である。言語政策も功を奏したといえよう。しかし、一方で、どのエスニック集団の母語でもない英語を実質的な共通語としたことで、文化的価値観や伝統の継承を困難にしている⁴²。また、すべての国民に語学的才能が備わっているわけではなく、英語ができないために落ちこぼれとなってしまう若者の問題もある。逆に、優秀な人材の流出防止などにもシンガポール政府は苦慮している⁴³。

むすび

独立後のマレーシアの言語政策の目的は、①脱植民地、②経済的格差の解消、そして③国家統合のためであった。英語優位であった植民地時代に比べて、マレーシア語の地位は格段に向上した。マレーシア語は世代が変わるにつれて、教育が浸透し、華人もインド人もマレーシア語を理解している。これにより、マレーシア人としてのアイデンティティ醸成も果たしているといえるだろう。例えば、都市部居住のインド人を中心に、マレーシア・インド人として、アイデンティティを持ち、英語と国語（マレーシア語）を習得することで、タミル語の言語能力が低下しているとの調査結果もある⁴⁴。

経済的格差については、確実に縮小してきた。貧困率も縮小している⁴⁵。しかしこれはブミプトラ政策とマレーシアの経済成長に起因するもので、マレーシア語だけでは、国際社会において不利であることを政府自身も指摘しており、言語使用の多元化を認めた言語政策の成果だとはいい難い。マレーシアは、1991年に発表された2020年に先進国の仲間入りをするという目標 Vision 2020 (*Wawasan Malaysia 2020*) に向けて、英語の運用能力の増強を目指していた。現在の言語政策では、英語習得に重点が置かれている。

英語能力の低下は、ブミプトラ政策の負の遺産という見方もあるが⁴⁶、一方で、国家統合の視点からは公用語をマレーシア語とすることで、マレー人の不満をある程度抑え、マレーシア人のマレーシア語、言い換えるならば、マレーシア華人、マレーシア・インド人の国語という言語の地位を50年かけて確立した。このバランスが間接的ながら、エスニック集団間の対立の先鋭化を避けられた要因ではないかと考える。エスニック集団の対立という、敏感な問題の議論禁止がもっとも大きな要因であるが、これはまた別の機会において論じたい。

これまでのマレーシアの言語政策は、非常に不安定で、上位言語であるはずの公用語であるマレーシア語のすぐそばに、公用語でない英語が常に見え隠れし、さらに華語やタミル語が、それぞれのエスニック・グループ内でも、コミュニケーションツールでも公然と使用されるという多言語社会の構造が形成される。単一言語を目指す言語政策として成果を認めることは難しい。

しかし視点を変えれば、鋭敏とは言えないが、時代に応じて変化をとらえ、マレーシア語を基軸言語としながらも多元化を認めるなどの柔軟性を見せている点は、評価できる。

マレーシアの発展とマレーシア・アイデンティティの醸成は、まだ道半ばであることはこれまでに明らかになっているが、言語においても、新たな課題が発生している。特にマレー人の間での英語や華語もできる者とそうでない者の格差が大きくなっているのである。また、華人の若者の間にも高度な華語能力を持つ者と、日常生活に困らない程度しかできない者との格差がある。さらに、見過ごすことができないのは人材の流失である。マレーシア国内では、活躍の場がないため、海外に留学や就職をする華人などが増えている。かつてマレーシアは、資源大国だったが、経済の活性化と人口増加、生活水準の向上により、今では石炭やスズなど一部の資源を輸入する国になっている。その意味でも今後、優秀な人材の流失の防止と人材資源の確保は、大きな問題となるであろう。

注

¹ 本章においては、次のとおり定義する。

マレー語：東南アジアのマレー半島周辺地域で話される言語。広義にはマレーシア語、インドネシア語等を含む。マレー語またはムラユ語 (*Bahasa Melayu*)。

マレーシア語：マレーシアの国語となっているマレー語のこと。 (*Bahasa Malaysia*)

² スルタン (*Sultan*) は、イスラームにおける君主号の一つである。マレーシアでは小王 国のマレー人首長を指し、各地域における王であり統治者であった。9つの州のスルタンが5年毎の輪番制で国王アゴン (*Agong*) に互選される制度。

³ 萩原宜之『現代アジアの肖像 14 ラーマンとマハティール：ブミプトラの挑戦』岩波書店、1996年、74～76頁。

⁴ マレーシア連邦憲法第153条はマレー人の特殊な地位 (*the special position of the Malays*) を定めている。

-
- 例えば公務員の採用においてマレー人 4 人に対し、非マレー人一人を採用するなどクォータ制ともいわれる。
- 5 1957 年の独立時はマラヤ連邦、1963 年 9 月 16 日にイギリス植民地のままであったサバ州、サラワク州、シンガポールを統合しマレーシアとなる。
 - 6 Robert B. Kaplan, Richard B. Baldauf. *Language Planning from Practice to Theory*. Clevedon and Philadelphia: Multilingual Matters, 1997. p. xi.
 - 7 Louis-Jean Calvet, *La sociolinguistique*, Paris: Presses Universitaires de France, 1993. ルイ＝ジャン・カルヴェ著、萩尾生訳、『社会言語学』白水社、2002 年、158～159 頁。
 - 8 河原俊昭「多言語国家マレーシアの言語政策」山本忠行、河原俊昭編『世界の言語政策第 2 集』くろしお出版、2007 年、113 頁。
 - 9 矢頭典枝『カナダの公用語政策』リーベル出版、2008 年、1 頁。
 - 10 松浦京子「フランスー外国語教育の改革をめざしてー」大谷泰照、杉谷眞佐子他『EU の言語教育政策：日本の外国語教育への示唆』くろしお出版、2010 年、39～40 頁。
 - 11 西尾由利子、金田尚子「ベルギーー3公用語、言語戦争の国」前掲書、25～31 頁。
 - 12 Ronald Wardhaugh. *An Introduction to Sociolinguistics*, Oxford: Basil Blackwell, 1986. p. 336. 山本、河原、前掲書、113 頁。なお言語政策研究では、Robert L. Cooper *Language Planning and Social Change*. New York: Cambridge University Press, 1989. に 3 つ目として普及(習得)計画(acquisition planning)が挙げられている。
 - 13 MBIM: *Majlis Bahasa Indonesia-Malaysia*
 - 14 MABBIM: *Majlis Bahasa Brunei-Indonesia-Malaysia*.
 - 15 舟田京子「インドネシアのマレー語圏における言語分野協力と言語法」『アジア太平洋討究』No.20、早稲田大学アジア太平洋研究センター、2013 年、307～318 頁。
 - 16 松田陽子『多文化社会オーストラリアの言語教育政策』ひつじ書房、2009 年、18～26 頁。
 - 17 NLP: National Policy on Languages, 1987 多言語教育、英語以外の言語教育を推進することを目指した。
 - 18 ALLP: The Australian Language and Literacy Policy, 1991.
 - 19 青木麻衣子『オーストラリアの言語教育政策』東信堂、2008 年。
 - 20 矢頭、前掲書。
 - 21 SWI Swissinfo.ch「英語に押されるスイスの少数言語」<http://www.swissinfo.ch/jpn/> 2012.6.1.
 - 22 憲法第 152 条「マレー語を単一の国語および公用語とする」である。加えて「他の言語の使用(公的目的を除く)、教授、学習を妨げたり禁止したりはしない」との言及もなされている。
 - 23 中国人と多民族との混血を指す。マラッカ地方においては「ニョニヤ・パバ」という。
 - 24 鐘ヶ江弓子「マレーシアの教育政策と学校教育制度」『共栄大学研究論集』、2002 年、80～105 頁。
 - 25 Mehmet Ozay. *Language Policies in Malaysia: From Colonial to De-colonial Era*. 3Rd International Conference On E-Education, E-Business, E-Management And E-Learning, 2012.
 - 26 鐘ヶ江、前掲書、83 頁。
 - 27 河原、前掲書、121 頁。
 - 28 Selvarajah Tharmalingam. *Language Policy Changes in Malaysia: Progressive or Regressive?* EWRf Book of Readings. 2013.
 - 29 この憲法改正で、言語問題、市民権、マレー人の特権のような民族間の微妙な問題をそもそも公の場で議論することすら禁止された。
 - 30 金子芳樹『マレーシアの政治とエスニシティ: 華人政治と国民統合』晃洋書房、2001 年、293～296 頁。
 - 31 河原、前掲書、128 頁。
 - 32 河原、前掲書、124 頁。
 - 33 DBP, 英語名称は Malay for The Institute of Language and Literature.
 - 34 萩原、前掲書、74～76 頁。
 - 35 河原、前掲書、124 頁。

-
- ³⁶ 出生による母語ではなく、公用語のなかから該当する言語を選択する。
- ³⁷ 奥村みさ『文化資本としてのエスニシティーシンガポールにおける文化的アイデンティティの模索』国際書院、2009年、85～90頁。
- ³⁸ SMG: Speak Mandarin Campaign.の略で、リー・クアンユー元首相が導入し、現在も継続している。中国との関係も視野にした政策、表記は簡体字を使用している。
- ³⁹ 田嶋ティナ宏子「シンガポールの言語政策—英語によるアイデンティティ形成の試み」山本忠行、河原俊昭編『世界の言語政策第2集』くろしお出版、2007年、146頁。
- ⁴⁰ SGEM: Speak Good English Movement.の略。
- ⁴¹ Singlish は、Singapore と English を掛け合わせた造語である。1990年代には、若者の間に流行した。
- ⁴² 田嶋、前掲書、147頁。
- ⁴³ 奥村、前掲書、94～95頁。
- ⁴⁴ 山田満『多民族国家マレーシアの国民統合：インド人の周辺化問題』大学教育出版、2000年、167～169頁。
- ⁴⁵ The Ninth Malaysia Plan 1996-2010, Chart 4 Inter-ethnic Income Ratios 1990-2004.
- ⁴⁶ 山田、前掲書、166頁。